

人権カレンダー

1 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
		いのちの電話フリーダイヤルの日 (毎月)				
15	16	17	18	19	20	21
		防災とボランティアの日				
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	〇防災とボランティア週間 (15～21日)			

2 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
世界友情の日 国際友愛の日						
29	〇情報セキュリティ月間					

1 月	10日 (毎月)	いのちの電話フリーダイヤルの日	「いのちの電話」は、一般社団法人日本いのちの電話連盟加盟の団体が実施しており、生活の困難やこころの危機を抱えながら誰にも相談できないで一人で悩んでいる人のための相談電話です。 毎月10日は、フリーダイヤル（無料）の電話相談を午前8時から翌日午前8時まで受け付けています。相談電話番号：0120-783-556
	17日	防災とボランティアの日	平成7（1995）年1月17日に発生した 阪神・淡路大震災 を契機として、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動への認識を深めること等を目的に、この日を「 防災とボランティアの日 」、この日を含む1月15日から21日までの計7日間を「 防災とボランティア週間 」とすることが、平成7（1995）年12月の閣議において了解されました。 期間中は、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のための講演会、講習会、展示会等の行事が、地方公共団体その他関係団体の緊密な協力のもと全国的に実施されています。
	15～21日	防災とボランティア週間	
2 月	22日	世界友情の日・国際友愛の日 (World Scout Friendship Day)	ボーイスカウト・ガールスカウトの創始者 ベーデン・パウエル卿（B-P）夫妻の誕生日 に因んで、昭和38（1963）年のボーイスカウト世界会議で「 世界友情の日 」と定められ、昭和40（1965）年から実施されています。 なお、この日は各地で「B-P祭」等の催しが行われ、ガールスカウトもこの日をシンキングデイ（ 国際友愛の日 ）として活動を行っています。
	月間	情報セキュリティ月間	国民一人ひとりが情報セキュリティについての関心を高め、これらの問題に対応していくために、政府は情報セキュリティに関する普及啓発強化として、平成21（2009）年度から2月を「 情報セキュリティ月間 」と定め、期間中は、政府機関はもとより、広く関係機関、団体の協力のもとに、国民各層の幅広い参加を得た取組を集中的に推進しています。

3 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
国際女性デー		農山漁村女性の 日				
15	16	17	18	19	20	21
						国際人種差別撤 廃デー
22	23	24	25	26	27	28
		世界結核デー				
29	30	31	○女性の健康週間（1～8日） ○人種差別と闘う人々との連帯週間（21～27日）			

3 月	8日	国際女性デー (International Women's Day)	<p>明治 37 (1904) 年 3 月 8 日、ニューヨークで女性労働者が婦人参政権を要求してデモを起こしたことに因んでおり、このデモを受け、ドイツの社会主義者クララ・ツェトキンが、明治 43 (1910) 年にコペンハーゲンで行なわれた国際社会主義者会議で「女性の政治的自由と平等のためにたたかう」記念の日とするよう提唱したことから始まっています。</p> <p>国連では、昭和 50 (1975) 年の「国際婦人年」の 3 月 8 日以来、この日を「国際女性デー」（「国際婦人デー」や「国際女性の日」とも呼ばれる）と定め、現在は国連事務総長が女性の十全かつ平等な社会参加の環境を整備するよう、加盟国に対し呼びかける日となっています。なお、海外では、女性を敬い、花を贈る風習のある国も多くあります。</p>
	10日	農山漁村女性の日	<p>女性の社会活動への参加を促し、21 世紀の農林水産業、農山漁村の発展に向けて女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として、昭和 62 (1987) 年度に「農山漁村婦人の日」（平成 11 (1999) 年度から「農山漁村女性の日」）が設けられました。</p> <p>この月になったのは、3 月上旬は農林漁業の作業が比較的少ない季節であること。10 日とされた理由は、農山漁村女性の 3 つの能力である〈知恵・技・経験〉をトータル（10＝トゥ）に発揮してほしいという関係者の願いが込められているためです。</p> <p>現在もこの日を中心に、農林漁業 7 団体（全国農業会議所・JA 全国女性組織協議会・全国生活研究グループ連絡協議会・全国酪農青年女性会議・全国林業研究グループ連絡協議会女性会議・全国漁協女性部連絡協議会・全国女性農業経営者会議）の主催で全国規模の記念行事が開催されています。</p>
	21日	国際人種差別撤廃デー (International Day for the Elimination of Racial Discrimination)	<p>昭和 35 (1960) 年のこの日、南アフリカのシャープビルで、人種隔離政策（アパルトヘイト）に反対する平和的デモ行進に対し警官隊が発砲し、69 人が死亡しました。この事件で国連が人種差別に取り組む契機となったことから、この日に因んで、昭和 41 (1966) 年の国連総会で、「国際人種差別撤廃デー」を定めました。</p>
	24日	世界結核デー (World Tuberculosis Day)	<p>世界保健機関（WHO）では、平成 9 (1997) 年の世界保健総会で、毎年この日を「世界結核デー」とすることを定めました。これは、明治 15 (1882) 年のこの日、ドイツのロベルト・コッホ博士が結核菌を発見し演説したことに因んでいます。</p> <p>なお、医学の進歩で克服されたかに見えていた結核が、再び猛威を振り始めたことから、毎年テーマを掲げ、世界中で結核への意識を高めるイベントなどが行われています。</p>
	1～8日	女性の健康週間	<p>平成 19 (2007) 年 4 月に策定された「新健康フロンティア戦略」において、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、「女性の健康週間」を創設し、女性の健康づくりを国民運動として展開することとされたのを受け、厚生労働省は、平成 20 (2008) 年 1 月にこの週間を定め、取組を推進しています。</p>
	21～27日	人種差別と闘う人々との連帯週間	<p>「国際人種差別撤廃デー」の 3 月 21 日からの 1 週間を「人種差別主義と闘う人々との連帯週間」として、世界中で人種差別の撤廃を求める運動が展開されています。</p>

4 月						
1	2	3	4	5	6	7
売春防止法施行 記念日 児童福祉法施行 記念日	世界自閉症啓発 デー					世界保健デー
8	9	10 女性の日 法テラスの日	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	○全国一斉ラブウォークの日（第2土曜日） ○国際盲導犬の日（最終水曜日） ○発達障害啓発週間（2～8日） ○女性週間（10～16日） ○在日朝鮮人歴史・人権週間前期（中旬～下旬）				

4 月	1日	売春防止法施行記念日	「 売春防止法 」（昭和31（1956）年公布・昭和32（1957）年施行）の施行により、赤線が廃止されたため、そのことを記念して定められました
		児童福祉法施行記念日	「 児童福祉法 」（昭和22（1947）年公布・昭和23（1948）年施行）は、戦後間もない中で路上などで生活する戦争孤児たちが多かった世情を背景に制定されました。児童の健全な育成等を基本精神として、児童の福祉に関する基本原則を定めています。この法律で児童相談所や児童福祉施設が設置されました。
	2日	世界自閉症啓発デー (World Autism Awareness Day)	平成19（2007）年12月の国連総会において、毎年この日を「 世界自閉症啓発デー 」とすることが決議され、世界各地において自閉症に関する啓発の取組が行われています。 我が国でも、「世界自閉症啓発デー」や4月2日から8日までの「 発達障害啓発週間 」において、自閉症をはじめとする発達障害について、社会全体の理解が進むよう、様々な啓発活動を実施しています。
	7日	世界保健デー (World Health Day)	世界保健機関（WHO） が昭和23（1948）年4月7日に設立されたのを記念して定められました。 毎年、この日には、WHOによって国際保健医療に関するテーマが選ばれ、この日を中心に、世界各国でその年のテーマに沿った様々なイベントが開催されています。
	10日	女性の日	昭和21（1946）年4月10日、戦後初の（第22回、大日本帝国憲法〈旧憲法〉下の帝国議会の最後の）総選挙で、 初めて女性参政権が行使 され、39人の 女性代議士が誕生 したことを記念して定められました
		法テラスの日	日本司法支援センター（愛称：法テラス） は、平成18（2006）年に、「総合法律支援法」に基づき設立された公的な法人です。 法テラスでは、法人設立日である4月10日を「 法テラスの日 」と定め、毎年、この日の前後に「法テラスの日」を記念して、全国各地で無料法律相談会や業務時間を延長しての情報提供、街頭啓発活動など様々なイベントを実施しています。
	第2日曜日	全国一斉ラブウォークの日	昭和40（1965）年イギリスで始まりました。発展途上国の子どもたちの救援を歩きながらアピールする催しで、日本では昭和58（1983）年に「 日本ユニセフ・ラブウォーク協議会 」が発足しました
	最終水曜日	国際盲導犬の日	平成元（1989）年4月12日（水曜日）にイギリスで「 国際盲導犬学校連盟 」が発足し、その3年後の平成4（1992）年、毎年4月の最終水曜日を「 国際盲導犬の日 」と制定し、世界各国でイベントが行われています。
	2～8日	発達障害啓発週間	「世界自閉症啓発デー」参照（4月2日）
	10～16日	女性週間	労働省では、4月10日の「女性の日」に因んで、昭和24（1949）年以来、4月10日に始まる1週間を「 婦人週間 」と定め、女性の地位向上のための啓発活動を全国的に展開してきました。 なお、その50年目にあたる平成10（1998）年に名称を「 女性週間 」に改め、取組を継続しています。
中旬～下旬	在日朝鮮人歴史・人権週間前期	日本人と在日朝鮮人が、共に在日朝鮮人の過去の歴史を知り、現在の人権状況を考えることを目的に、平成19（2007）年から始まった週間です。	

5 月						
1	2	3	4	5	6	7
日本赤十字社 創立記念日		世界報道自由デー 憲法記念日		こどもの日 児童憲章制定記念日 手話の日		
8	9	10	11	12	13	14
世界赤十字デー				看護の日 国際ナースデー 民生委員・児童委員の日		
第二次大戦中に命を失った全ての人に追悼を捧げる日						
15	16	17	18	19	20	21
国際家族デー			国際親善（善意）デー			対話と発展のための世界文化多様性デー
22	23	24	25	26	27	28
ほじょ犬の日						国際アムネスティ記念日
29	30	31	○憲法週間（1～7日） ○看護週間（8～14日） ○民生委員・児童委員の活動強化週間（12～18日） ○自由、独立及び人権のために闘うすべての植民地人民との連帯週間（非自治地域の人々との連帯週間）（25～31日） ○赤十字運動月間 ○児童福祉週間（5～11日） ○消費者月間			

5 月	1 日	日本赤十字社創立記念日	西南戦争の傷病者の救済を目的とした「博愛社」が前身で、明治 19（1886）年我が国がジュネーブ条約に参加することとなり、翌年「博愛社」から「 日本赤十字社 」に改称し、 万国赤十字社同盟 に加盟しました。
	3 日	世界報道自由デー (World Press Freedom Day)	平成 3（1991）年 4 月 29 日から 5 月 3 日まで、ナミビアの首都ウイントフークで開かれた「アフリカの独立した多元的な報道の促進に関するセミナー」というユネスコのセミナーで発表された「 アフリカの独立した多元的な報道の促進に関するウイントフーク宣言 」が採択された日が 5 月 3 日だったことに因んで、報道の自由の重要性を喚起し、各国政府が世界人権宣言の第 19 条に基づく表現の自由を尊重し、支持する義務を認識するために、国連総会で定められた日です。 この日は、ジャーナリズムや表現の自由の分野で世界的に活躍する人を表彰する「 ギョレモ・カノ世界報道自由賞 」の授与をはじめ、ユネスコや世界新聞協会（WAN-IFRA）等を中心に、報道の自由の啓蒙と奨励のためのイベントが開催されています。
		憲法記念日	昭和 22（1947）年のこの日に「 日本国憲法 」が施行されたのを記念して、昭和 23（1948）年施行の「国民の祝日に関する法律」（祝日法）で制定された国民の祝日の一つです。
	5 日	こどもの日	古来から端午の節句として、男子の健やかな成長を願う行事が行われていた日ですが、昭和 23（1948）年施行の「国民の祝日に関する法律」（祝日法）で「 こどもの日 」と制定され、その趣旨は「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」と記されています。
		児童憲章制定記念日	昭和 26（1951）年のこの日に内閣総理大臣が招集した国民の各層・各界を代表する協議員から構成される「 児童憲章制定会議 」により制定されました。その総則には「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるためにこの憲章を定める」とあり、「児童は人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んじられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」という 3 つの理念を示しています。
	手話の日	平成 15（2003）年に日本デフ協会が写真家の後藤田三朗の提唱で制定しました。手話が左右 5 本の指を使うことから 5 月 5 日が「 手話の日 」とされました。また、平成 23（2011）年の「障害者基本法の一部を改正する法律」の公布・施行により、初めて法律により「 手話 」が 言語 として認められました。	

5 月	8日	世界赤十字デー	<p>赤十字の創始者、アンリー・デュナンの生誕日であるこの日を、国際赤十字では「世界赤十字デー」と定めています。これは昭和23(1948)年の第20回赤十字社連盟理事会で決議され、毎年、各国赤十字社は、赤十字の精神や事業を普及する活動を行っています。</p> <p>なお、この日を含む5月を「赤十字運動月間」としています。</p>
	8・9日	第二次大戦中に命を失った全ての人に追悼を捧げる日	<p>平成16(2004)年に国連総会は、この日を追悼と和解の日と指定すると宣言し、加盟国や国連諸機関、NGOなどに、ふさわしい形で記念し、戦争でなくなった全ての人を追悼するよう要請しています。</p>
	12日	看護の日・国際ナースデー (International Nurses Day)	<p>平成2(1990)年12月に厚生省(現厚生労働省)により、国民の看護及び看護職に対する理解を深めるとともに、その社会的評価を高めていくための記念日として「看護週間」とともに制定され、平成3(1991)年より実施されています。なお、この日は、近代看護を築いたフローレンス・ナイチンゲールの生誕日です。</p> <p>また、昭和40(1965)年から、国際看護師協会(本部:ジュネーブ)は、この日を「国際ナースデー」に定めています。</p>
	12日	民生委員・児童委員の日	<p>昭和52(1977)年に当時の全国民生委員児童委員協議会(現全国民生委員児童委員連合会)が定めたもので、大正6(1917)年5月12日に民生委員・児童委員制度の前身の「岡山県済世顧問制度設置規定」が公布されたことに由来するものです。</p> <p>なお、この日は、民生委員・児童委員の存在について地域の住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築くことを目的に、様々なPR活動等が展開されています。</p>
	15日	国際家族デー (International Day of Families)	<p>平成5(1993)年に国連総会で定められた日で、各国が家族問題に対する認識を高め、家族関連の問題に取り組む能力を高めるために定められています。</p>
	18日	国際親善(善意)デー	<p>明治32(1899)年のこの日、ロシア皇帝・ニコライ2世の提唱により、オランダのハーグで日本を含む26カ国が集まり、第1回万国平和会議が開かれ、「国際紛争平和的処理条約」、「陸戦の法規慣例に関する条約」などが結ばれたことを記念して定められました。</p> <p>日本では、昭和6(1931)年からイベント等が行われています。</p>
	21日	対話と発展のための世界文化多様性デー (World Day for Cultural Diversity for Dialogue and Development)	<p>昭和14(2002)年に国連総会で定められた日で、この日の目的は、文化の多様性を増進させ、文化が持つ有・無形の遺産、創造的産業、商品及びサービスのような文化の全ての形態を増進させるために、あらゆる主体(政府、政策立案者、市民社会団体、地域社会、文化専門家など)が参加できる機会を設けることであるとしています。</p>
	22日	ほじょ犬の日	<p>平成14(2002)年5月22日の「身体障害者補助犬法」の成立を記念し、介助犬の育成や啓発等に取り組む「日本介助犬協会」が制定しています。</p> <p>「身体障害者補助犬法」は、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬をいいます。)の育成や補助犬の同伴による施設等の利用の円滑化により障害のある人の自立や社会参加の促進を目的としています。</p>
	28日	国際アムネスティ記念日	<p>昭和36(1961)年のこの日、政治的権力による人権侵害等から守るための国際的な民間団体「アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International=国際人権救援機構)」が発足したのを記念する日です。</p> <p>この団体は、国際連合との協議資格を持つ、国際的に影響力の大きい非政府組織(NGO)で、国際法に則って、死刑の廃止、人権擁護、難民救済など良心の囚人を救済、支援する活動を行っています。</p>
	30日	消費者の日	<p>「消費者基本法」改正前の「消費者保護基本法」が、昭和43(1968)年のこの日に施行されたことから、その施行10周年を機に、昭和53(1978)年、経済企画庁(現内閣府)によって制定され、昭和63(1988)年からは同法20周年を機に、毎年5月が「消費者月間」となっています。現在は、消費者庁を中心に被害防止のための啓発活動が行われています。</p>
	1～7日	憲法週間	<p>昭和25(1950)年に実施された憲法施行3周年式典にあわせて、憲法の意義について国民に再確認してもらうことを目的として、最高裁判所が中心となって「憲法記念週間」として始められました。</p> <p>昭和28(1953)年からは、法務省、検察庁、弁護士会の協力で実施されるようになり、昭和31(1956)年に現在の名称に改称されています。</p>
5～11日	児童福祉週間	<p>日本の児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する認識を深めるための週間として、厚生省(現厚生労働省)が、昭和22(1947)年から実施しており、こどもの日(5月5日)を初日とした1週間となっています。</p> <p>なお、期間中は、児童福祉に因んだ行事が行われるほか、一部の子ども向け施設で子どもの入場料について無料、又は割引料金を適用するなどのイベントも実施されています。</p>	

5 月	8～14日	看護週間	平成2（1990）年12月に厚生省（現厚生労働省）により、国民の看護及び看護職に対する理解を深めるとともに、その社会的評価を高めていくための「 看護の日 」とともに制定され、平成3（1991）年より実施されています。 なお、期間中は、各地において看護体験や保健相談などが実施され、看護に対する意識向上を図る啓発事業が行われています。
	12～18日	民生委員・児童委員の活動強化週間	「民生委員・児童委員の日」参照（5月12日）
	25～31日	自由、独立および人権のために闘うすべての植民地人民との連帯週間(非自治地域の人民との連帯週間)	平成11（1999）年、国連総会は、毎年5月25日から始まる1週間を「 非自治地域の人々との連帯週間 」とするよう、非植民地化特別委員会に要請しました。 この週間は、もともと昭和47（1972）年に、「 自由と独立と平等な権利のために闘う南部アフリカ、ギニア（ビサウ）及びカーボベルデの植民地人民との連帯週間 」として、「 アフリカ解放記念日 」である5月25日から開始されることが宣言されていたことに由来します。
	月間	赤十字運動月間	「世界赤十字デー」参照（5月8日）
	月間	消費者月間	「消費者の日」参照（5月30日）

6 月						
1	2	3	4	5	6	7
人権擁護委員の日			侵略による罪のない幼児犠牲者の国際デー	環境の日（日本） 世界環境デー（世界）	補聴器の日	母親大会記念日
8	9	10	11	12	13	14
				児童労働反対世界デー	小さな親切の日	
15	16	17	18	19	20	21
					世界難民デー	
22	23	24	25	26	27	28
らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日	沖縄慰霊の日			国民憲章調印記念日 国際麻薬乱用・不正取引防止デー 拷問の犠牲者を支援する国際デー		
29	30	○HIV検査普及週間（1～7日） ○ハンセン病を正しく理解する週間（25日を含む週の日曜日から土曜日） ○環境月間 ○外国人労働者問題啓発月間				

6 月	1 日	人権擁護委員の日	人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、地域の人に人権に関する啓発活動や人権相談などを行っています。 全国人権擁護委員連合会 では、「 人権擁護委員法 」が施行（昭和24（1949）年）された日を記念して、この日を定め、毎年、「全国一斉人権擁護委員の日特設人権相談所」を開設したり、人権への理解を深めてもらうための活動に取り組んでいます。
	4 日	侵略による罪のない幼児犠牲者の国際デー (International Day of Innocent Children Victims of Aggression)	昭和57（1982）年、パレスチナに関する国連緊急特別総会において、 イスラエルの侵略行為によるパレスチナ・レバノンの大多数の幼児の犠牲 が報告されたことに因んで定められた日です。
	5 日	環境の日（日本） 世界環境デー（世界） (World Environment Day)	昭和47（1972）年のこの日からストックホルムで開催された「 国連人間環境会議 」を記念して、「 世界環境デー 」が定められており、世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするための様々な行事が行われています。 また、日本では「 環境基本法 」（平成5（1993）年施行）において「 環境の日 」が定められており、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるという「環境の日」の趣旨を明らかにし、この趣旨にふさわしい各種の行事等が実施されています。
	6 日	補聴器の日	平成11（1999）年に 有限責任中間法人日本補聴器販売店協会 と 有限責任中間法人日本補聴器工業会 が制定した記念日です。 この日とした理由は、6を2つ向かい合わせにすると耳の形に見えることや、耳に補聴器を装着すると聞こえの弱った耳（3月3日）に更に補聴器という聞こえを補うことから、3月3日×2＝6月6日という意味合いからです。 なお、制定の目的は、①補聴器の日を中心にして、補聴器が人々の生活のなかで身近なものとなるように。②補聴器を通して、多くの人々が抱える「聞こえ」についての悩みが、改善されていくように。③21世紀に向けて新しいバリアフリー社会の創造に貢献できるように。としています。
	7 日	母親大会記念日	昭和29（1954）年、アメリカがビキニ環礁で水爆実験を行ったことをきっかけに、平塚らいてう等日本婦人団体連合会は、国際民主婦人連盟に原水爆禁止を提案し、世界母親大会がスイスで開かれました。 これに先立ち 第1回日本母親大会が東京・豊島公会堂で開催 され、その開催日を記念日としています。 なお、その後もこの日に、「生命を生みだす母親は、生命を育て、生命を守ることをのぞみます」のスローガンのもとに、生命と暮らし、子どもと教育、平和、女性の地位向上などに関する分科会や講演会などが開催されています。
12 日	児童労働反対世界デー (World Day against Child Labour)	平成14（2002）年、国際労働機関（ILO）は 世界の目を児童労働に向け、児童労働を撲滅する必要性を世界に訴える ために定めた日です。大勢の人がこの問題について考え、取り組み、行動を起こしてもらうために、世界中で様々なイベントが行われています。	

6 月	13日	小さな親切の日	昭和38(1963)年の東京大学の卒業式の告辞のなかで、茅誠司総長が「小さな親切を勇気を持ってやってほしい」と言ったことがきっかけとなり、同年6月13日に茅氏をはじめとする8名の提唱者が、「 小さな親切 」運動本部を発足させたことに由来する日です。 日常生活のなかでの善意を広めることに重点をおき、個人や団体の顕彰、各種コンクールや清掃活動の実施などの取組が行われています。
	20日	世界難民デー (World Refugee Day)	平成13(2001)年が、「 難民の地位に関する条約 」(昭和26(1951)年)の50周年にあたること。また、アフリカ統一機構(OAU)が6月20日の「 アフリカ難民の日 」と同日に国際的な難民の日を設けることに同意したことから、国連総会は平成12(2000)年12月に、翌平成13(2001)年からこの日を設けることを決定しました。
	22日	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日	厚生労働省は、平成21(2009)年度から、「 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律 」(平成13(2001)年)の施行日であるこの日を定めました。それ以降、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、厚生労働省主催による追悼、慰霊及び名誉回復の行事が毎年行われています。
	23日	沖縄慰霊の日	昭和20(1945)年のこの日に、 沖縄戦の組織的戦闘が終結 したことに因んで、琉球政府及び沖縄県が定めた記念日です。 本土復帰前は、公休日とされていましたが、昭和47(1972)年の本土復帰後は、日本の法律が適用となり、休日としての法的根拠を失いましたが、平成3(1991)年に沖縄県の自治体が、休日条例で「慰霊の日」を休日と定めたことにより、再び正式な休日となっています。 なお、この日には、昭和37(1962)年から、沖縄県が主催する「沖縄全戦没者慰霊祭」が、糸満市の平和祈念公園で行なわれています。
	26日	国民憲章調印記念日	昭和20(1945)年のこの日、サンフランシスコ会議で「 国連憲章 」が調印されたのを記念して定められました。
		国際麻薬乱用・不正取引防止デー (International Day against Drug Abuse and Illicit Trafficking)	昭和62(1987)年6月26日に「 薬物乱用統制における将来の包括的多面性アウトライン 」を採択した「薬物乱用・不正取引防止に関する国際会議」の勧告に従い、国連総会は、この日を薬物乱用なき国際社会という目標の達成に向けて、更なる行動と協力を促進する決意を表明する日として定めました。
		拷問の犠牲者を支援する国際デー (International Day in Support of Victims of Torture)	国連総会は平成9(1997)年、経済社会理事会の勧告を受け、この日を定めました。この日は、拷問を根絶させ、また、昭和62(1987)年6月26日に発効した昭和59(1984)年の「 拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰を禁止する条約 」を有効に機能させることをねらいに設けられています。
	1～7日	HIV検査普及週間	平成18(2006)年度からこの週間の取組が始っており、HIVやエイズに対する国民の関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図るため、国や都道府県等では、街頭キャンペーン、無料検診や検査時間延長等の活動を実施しています。
	23～29日	男女共同参画週間	「 男女共同参画基本法 」の公布・施行日である平成11(1999)年6月23日に因んで、男女共同参画推進本部が平成12(2000)年12月に定め、平成13(2001)年から、様々な取組が実施されています。
	25日を含む週の日曜日から土曜日	ハンセン病を正しく理解する週間	厚生省(現厚生労働省)が昭和39(1964)年に定めており、らい病(ハンセン病)の予防と患者の救済に深い関心を寄せられていた 大正天皇の貞明皇后の誕生日 に由来します。 この期間中には、ハンセン病に対する正しい知識をさらに普及させ、偏見をなくしていくために、広報や講演会、ハンセン病療養所の見学、訪問等の取組が行われています。
月間	環境月間	環境庁により、平成3(1991)年度から6月を「 環境月間 」(昭和48(1973)年度～平成2(1990)年度までは、6月5日を初日とする「 環境週間 」)とし、全国で様々な行事が行われています。	
月間	男女雇用機会均等月間	厚生労働省は、「 男女雇用機会均等法 」の公布日である昭和60(1985)年6月1日を記念してこの月間を設け、職場における男女の均等な取扱いや、女性が活躍する社会の実現を目指して、均等法や「 ポジティブ・アクション 」への認識・理解を深める周知活動等を実施しています。	
月間	外国人労働者問題啓発月間	厚生労働省は、外国人労働者問題に関し、事業主をはじめ国民の一層の理解と協力を求めることを目的として、この月間を設けています。	

7 月						
1	2	3	4	5	6	7
国民安全の日 更生保護の日	ユネスコ加盟記念の日					
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
				女性大臣の日		
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	○勤労青少年の日（第3土曜日） ○部落差別をなくする運動強調週間（10～20日） ○青少年の非行・被害防止全国強調週間 ○社会を明るくする運動強調週間			

7 月	1日	国民安全の日	国民の一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等、国民の日常生活の安全をおびやかす災害の発生の防止を図るため、政府は昭和35（1960）年に、「 国民安全の日 」を創設し、安全意識の高揚、安全水準向上のための国民運動を展開しています。
		更生保護の日	法務省が、犯罪非行を未然に防止すると同時に、罪を犯した人や非行をした少年の更生と、円滑な社会復帰を促進するために、「 犯罪者予防更生法 」の施行日（昭和24（1949）年）に因んで定めた日です。 なお、「 社会を明るくする運動 」の初日として、各種行事が行われています。
	2日	ユネスコ加盟記念の日	昭和21（1946）年に国連の専門機関として発足した ユネスコ（UNESCO：国連教育科学文化機関） に、日本が昭和26（1951）年7月2日に加盟したのを記念して定められました。
	19日	女性大臣の日	昭和35（1960）年のこの日、 日本初の女性大臣が誕生 したことを記念して定められました。具体的には、岸信介内閣の後を受けて池田勇人内閣が発足し、中山マサ栄衆議院議員が厚生大臣として入閣しました。
	第3土曜日	勤労青少年の日	厚生労働省では、毎年7月の第3土曜日を、「 勤労青少年福祉法 」で「 勤労青少年の日 」と定め、働く若者の福祉について、広く国民の関心と理解を深めることを目的に、啓発活動を実施しています。
	10～20日	部落差別をなくする運動強調週間	同和問題の解決 に向け、県民一人ひとりが取組を進めていく必要があることを広く県民にアピールするため、高知県が市町村などの協力を得て、この期間中に講演会やテレビ・ラジオなどによる啓発事業を実施しています。
	月間	青少年の非行・被害防止全国強調週間	内閣府では、国際児童年を契機に昭和54（1979）年度以来、毎年7月を「 青少年の非行問題に取り組む全国強調週間 」としてきましたが、平成22（2010）年度、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「 青少年の非行・被害防止全国強調週間 」と名称変更しています。 なお期間中は、青少年の非行防止等について、国民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を集中的に実施しています。
	月間	社会を明るくする運動強調週間	この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。 昭和26（1951）年に法務府（現法務省）は、「 社会を明るくする運動 」と名付け取り組むことにしました。 なお、第60回（平成22（2010）年）からは、新名称「 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 」が定められています。

8 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9 世界の先住民の 国際デー	10	11	12 国際青少年デー	13	14
15 終戦の日	16	17	18	19	20	21
22	23 奴隷貿易とその 廃止を記念する 国際デー	24	25	26	27	28
29	30	31	○在日朝鮮人歴史・人権週間後期（中旬～9月初旬）			

8 月	9 日	世界の先住民の国際デー (International Day of the World's Indigenous People)	<p>「世界の先住民の国際の 10 年」（平成 6（1994）年～平成 16（2004）年）の期間中、毎年この日を「世界の先住民の国際デー」とすることが平成 6（1994）年の国連総会で決定されました。</p> <p>この日は、昭和 57（1982）年に人権促進・保護小委員会の先住民作業部会が第 1 回会合を開いた日に由来しています。</p> <p>なお、平成 16（2004）年 12 月 20 日の決議の規定によって、総会は「第 2 次世界の先住民の国際の 10 年」（平成 17（2005）年～平成 26（2014）年）を宣言しました。同時に、第 2 次の 10 年の期間中もニューヨーク、ジュネーブ、その他の国連事務所で引き続き「世界の先住民の国際デー」を毎年記念することを決めています。</p>
	12 日	国際青少年デー (International Youth Day)	<p>平成 3（1991）年にオーストリアのウィーンで開催された「第 1 回国連システムにおける世界青少年フォーラム」に出席した青少年たちの意見に端を発しています。</p> <p>その結果、ポルトガル政府は、国際連合との協力のもと、「第 1 回青少年に関する世界閣僚会議」を平成 10（1998）年にリスボンで開催し、この日を「国際青少年デー」と宣言する決議を採択しています。</p> <p>その後、平成 11（1999）年の国連総会の「青少年に関する政策と計画」の決議のなかで、「第 1 回青少年に関する世界閣僚会議」の提案を支持することを表明し、さらに総会は、「2002 年まで、およびそれ以降のための世界青少年行動計画」に対する認識を高める方法として、「国際青少年デー」を支援する広報活動を行うよう勧告しています。</p> <p>なお、第 1 回「国際青少年デー」は、平成 12（2000）年から実施されています。</p>
	15 日	終戦の日	<p>昭和 20（1945）年のこの日、玉音放送（昭和天皇による終戦の詔書の朗読放送）により、第二次世界大戦（太平洋戦争（大東亜戦争））における日本の降伏が国民に公表されました。</p> <p>昭和 38（1963）年 5 月の閣議決定により、同年からこの日に政府主催で「全国戦没者追悼式」が行われるようになり、昭和 40（1965）年からは、東京都千代田区の日本武道館で開催されています。</p> <p>昭和 57（1982）年 4 月には、この日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とすることが閣議決定され、現在はこの閣議決定に基づいて毎年この日に「全国戦没者追悼式」が行われています。</p>
	23 日	奴隷貿易とその廃止を記念する国際デー (International Day for the Remembrance of the Slave Trade and Its Abolition)	<p>寛政 3（1791）年 8 月 23 日、カリブ海のセントドラミンゴで始まった奴隷の反乱に端を発し、初の黒人による共和国設立に結びついたことを踏まえて、この日が定められています。</p>
	中旬～9月初旬	在日朝鮮人歴史・人権週間後期	<p>日本人と在日朝鮮人が、共に在日朝鮮人の過去の歴史を知り、現在の人権状況を考えることを目的に、平成 19（2007）年から始まった週間です。</p>

9 月						
1	2	3	4	5	6	7
防災の日						
8	9	10	11	12	13	14
国際識字デー		世界自殺予防デー	警察相談の日			
15	16	17	18	19	20	21
老人の日						国際平和デー 世界アルツハイマーデー
22	23	24	25	26	27	28
孤児院の日						
29	30	○防災週間（8月30日～9月5日） ○老人週間（15～21日） ○全国一斉「高齢者・障害者の人権あしん相談」強化週間（9月中で設定） ○障害者雇用支援月間 ○発達障害福祉月間				
		○自殺予防週間（10～16日） ○結核予防週間（24～30日） ○知的障害福祉月間 ○世界アルツハイマー月間				

9 月	1日	防災の日	<p>大正12(1923)年9月1日に発生した関東大震災は、死者・行方不明者10万5千人という大惨事になりました。</p> <p>この震災を教訓として、「防災の日」は、災害を防ぐための知識や心構えを広く国民に理解してもらうことを目的に定められています。</p> <p>毎年、この日を中心として、全国各地で防災訓練や防災フェアなどの行事が実施されています。</p>
	8日	国際識字デー (International Literacy Day)	<p>昭和40(1965)年のこの日、イランのパーレビ国王が軍事費の一部を識字教育にまわす提案をしたことを記念し、平成2(1990)年に国連が、「国際識字デー」として決めました。</p>
	10日	世界自殺予防デー (World Suicide Prevention Day)	<p>平成15(2003)年に世界保健機構(WHO)と国際自殺予防学会(IASP)が共同でスウェーデンのストックホルムで開催した「世界自殺防止会議」において、自殺に対する注意・関心を喚起し、自殺防止のための行動を促進することを目的として定められました。</p>
	11日	警察相談の日	<p>平成11(1999)年に警察庁が、警察への電話相談番号「#9110」を広く知ってもらうために制定しました。「#9110」は、ストーカーや家庭内暴力、悪質商法など、生活の安全安心に関する悩み事を相談できる手段として、平成元(1989)年から運用され、この日に限らず1年中相談を受け付けています。</p>
	15日	老人の日	<p>「国民の祝日に関する法律」が改正され、「敬老の日」が「9月15日」から「9月の第3月曜日」に改められたため、平成14(2002)年からは9月15日を「老人の日」とし、同日から9月21日までを「老人週間」としています。</p>
	21日	国際平和デー (International Day of Peace)	<p>昭和56(1981)年、国連総会は9月の通常総会開会日を「正式に「国際平和デー」とし、全ての国家と民族内で、またそれら相互の間で、平和という理念を称え、強化していく日とする」ことを宣言しました。</p> <p>なお、平成13(2001)年9月には、「国際平和デー」を平成14(2002)年から毎年9月21日とし、全ての人々の関心を喚起し、この日に平和を祝い、祈念することを決定しました。</p> <p>総会は以後、この日を全世界の停戦と非暴力の日とし、一日、戦争行為を中断するよう全ての国家と人民に呼びかけていくものとすると宣言しています。</p> <p>また、加盟国や国連機関、地域機関、NGOに対して、この日を祝い、世界規模での停戦を確立するために国連と協力するよう、呼びかけも行っています。</p>
		世界アルツハイマーデー (World Alzheimer's Day)	<p>平成6(1994)年、「国際アルツハイマー病協会(ADI)」は、世界保健機構(WHO)と共同で、この日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心にアルツハイマー病の啓発を実施しています。</p> <p>この日に定めたのは、平成6(1994)年にスコットランドのエジンバラで第10回国際アルツハイマー病協会国際会議が開催され、その会議の初日に由来します。</p> <p>なお、平成24(2012)年からは、9月を「世界アルツハイマー月間」として、世界各国で啓発活動を行っています。</p> <p>我が国でも、ポスターやリーフレットを作成して、認知症への理解を呼びかけています。</p>

9 月	22日	孤児院の日	<p>明治20(1887)年のこの日、日本で初めてとなる孤児院「孤児教育会」が設立されたのに因んで定められた日です。</p> <p>創設者は石井十次で、生涯を孤児救済に捧げています。</p> <p>現在は、石井十次顕彰会や石井十次記念館が設立され、児童福祉事業の先駆者として称えられています。</p>
	8月30日 ～ 9月5日	防災週間	<p>毎年9月1日の「防災の日」を中心とする8月30日から9月5日までを「防災週間」とすることが、昭和57(1982)年5月に閣議了承され、政府、地方公共団体等防災関係諸機関をはじめ、広く国民が災害についての認識を高めることなどを目的として、取組が行われています。</p>
	10～16日	自殺予防週間	<p>平成19(2007)年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において定められています。</p> <p>この期間は、集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気付いたときの対応方法等について、国民の理解の促進を図ることを目的としています。</p>
	15～21日	老人週間	「老人の日」参照(9月15日)
	24～30日	結核予防週間	<p>厚生労働省が「結核予防週間」を定めており、この期間中、結核に関する正しい知識の普及啓発を図ることとしています。</p> <p>具体的には、「結核予防会」が、周知ポスターやパンフレット等を作成・配布するとともに、「全国一斉複十字シール運動キャンペーン」として、全国各地で街頭募金や無料結核検診、健康相談等を実施し、結核予防の大切さを伝えています。</p>
	9月中で設定	全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間	<p>全国の法務局・地方法務局では、常設の人権相談所を設置するなどして、高齢者・障害者の人権に関する相談に応じています。</p> <p>そうしたなか、毎年、9月前半の7日間を「全国一斉『高齢者・障害者の人権あんしん相談』強化週間」として、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土日も電話相談に応じ、その活動の強化を図っています。</p>
	月間	障害者雇用支援月間	<p>厚生労働省並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、毎年9月を「障害者雇用支援月間」とし、事業主のみならず、広く国民に対して障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するために、様々な啓発活動を展開しています。</p>
	月間	知的障害福祉月間	<p>財団法人日本精神薄弱者福祉連盟(現公益財団法人日本知的障害福祉連盟)が制定しています。</p> <p>以前は「精神薄弱者福祉月間」という名称でしたが、平成10(1998)年、日本精神薄弱者福祉連盟の日本知的障害福祉連盟への名称変更にもない、月間の名称も変更になっています。</p>
	月間	発達障害福祉月間	<p>公益社団法人日本発達障害福祉連盟は、毎年9月を「発達障害福祉月間」とし、障害の理解と福祉の向上を目的に、全国に各種取組を働きかけています。</p> <p>中央行事としては、セミナーや映画上映、講演、シンポジウムなどを行っており、厚生労働省も後援をしています。</p>
月間	世界アルツハイマー月間	「世界アルツハイマーデー」参照(9月21日)	

10月						
1	2	3	4	5	6	7
福祉用具の日 国際高齢者デー 法の日	国際非暴力デー				国際協力の日	
8	9	10 世界メンタルヘルスデー 目の愛護デー	11 安全・安心なまちづくりの日	12	13 国際防災デー	14
15 たすけあいの日	16 世界食糧デー	17 貧困撲滅のための国際デー	18	19	20	21 国際反戦デー
22	23	24 国連デー	25	26	27	28
29	30	31	○「法の日」週間（1～7日） ○精神保健福祉普及運動（10月中で設定） ○高齢者雇用促進月間 ○里親月間 ○共同募金運動（10月1日スタート）			
					○仕事と家庭を考える月間 ○情報化月間	

10月	1日	福祉用具の日	<p>多くの人に福祉用具を知ってもらい、社会全体が福祉用具を身近に感じられるよう、一般社団法人日本福祉用具供給協会が平成14（2002）年からこの日を「福祉用具の日」とし、福祉用具の普及・啓発キャンペーンを全国一斉に取り組み始めました。</p> <p>なお、この日としたのは、平成5（1993）年の「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」の施行日に因んで定めています。</p> <p>また、その前後1か月間（9月1日から10月31日）を「福祉用具の日」推進月間として、全国一斉に福祉用具の普及・啓発キャンペーンを展開しています。</p>
		国際高齢者デー (International Day of Older Persons)	<p>国連総会は、平成2（1990）年12月の決議によって、この日を「国際高齢者デー」に定めました。これは、昭和57（1982）年の「高齢者問題世界会議」で採択され、同年に国連総会によって承認を得た「高齢化に関する国際行動計画」など、国連が主導してきたものを受けて設けています。</p>
		法の日	<p>法を尊重し、法によって基本的人権を擁護し、社会秩序を確立する精神の高揚を図ることを目的として、昭和35（1960）年にこの日が定められました。</p> <p>以来これに基づいて、裁判所、法務省、検察庁及び日本弁護士連合会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間として、「法の日」の趣旨の徹底を図るため、講演会、座談会、無料法律相談など、各種の行事を実施しています。</p>
	2日	国際非暴力デー (International Day of Non-Violence)	<p>平成19（2007）年6月の国連総会で、この日を「国際非暴力デー」と定め、同年から取組が行われています。なお、この日としたのは、インド独立運動の指導者であり、かつ非暴力の哲学と実践の先駆者であるマハトマ・ガンジーの誕生日に由来しています。</p> <p>総会決議の際には、「非暴力デー」は、「教育や国民意識を高める運動を通して非暴力のメッセージを広める」ための機会となるもので、決議は、「非暴力の原則の普遍的意義」及び「平和、寛容、理解及び非暴力の文化を実現する」意思を再確認しています。</p>
6日	国際協力の日	<p>昭和29（1954）年のこの日、日本はコロンボ計画（アジア及び太平洋地域諸国の経済社会開発を促進することを目的として昭和25（1950）年1月に発足した地域協力機構）への加盟を閣議決定し、開発途上国に対する政府開発援助（ODA）を開始しました。</p> <p>政府は、これを記念して、閣議了解によりこの日を「国際協力の日」と定め、国際協力への国民の理解と参加を呼びかける取組を行っています。</p> <p>なお、この日の前後の週末には、毎年、日本国内最大級の国際協力イベントである「グローバルフェスタ JAPAN」が開催されています。</p>	
10日	世界メンタルヘルスデー (World Mental Health Day)	<p>平成4（1992）年にNGOの「世界精神衛生連盟」（WFMIH）が、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、人々に体験発表の場を設けるために、この日を定めました。世界保健機構（WHO）も協賛し、国際デーとなっています。</p>	

10 月	10日	目の愛護デー	昭和6（1931）年に中央盲人福祉協会が提唱した「視力保存デー」の活動がきっかけで、戦後に「目の愛護デー」と改称されました。なお、「10・10」を横に倒した形が眉毛と目の形に見えることから10月10日とされました。 日本眼科医会が参加し、目の伝染性疾患の予防に関する知識の普及や失明者への福祉運動などの行事が行われています。
	11日	安全・安心なまちづくりの日	犯罪に強い社会の実現のため、政府では、平成17（2005）年12月に、毎年この日を「安全・安心なまちづくりの日」に決定し、安全・安心なまちづくりの趣旨や必要性を広く広報するとともに、自主防犯活動への積極的な参加を呼びかけています。 当日及びその前後の期間では、全国各地で安全・安心なまちづくりの推進に向けた様々な取組が実施されています。
	13日	国際防災デー (International Day for Natural Disaster Reduction)	「国際防災の10年」（平成2（1990）年～平成11（1999）年）の趣旨を広く周知し、災害に対する備えを含め、災害を予防し、自然災害による被害を減らす取組を世界共通の文化として広めるため、平成元（1989）年12月、国連総会において、毎年10月第2水曜日を「国際防災デー」とすることが定められました。 そして、平成21（2009）年の国連総会において、10月13日を「国際防災デー」とすることが定められました。
	15日	たすけあいの日	社会福祉法人全国社会福祉協議会が、昭和40（1965）年に定めており、日常生活での助け合いや、地域社会でのボランティア活動への積極的な参加を呼びかける日としています。
	16日	世界食糧デー (World Food Day)	国連食糧農業機関（FAO）が昭和20（1945）年のこの日に設立されたことに因み、世界の飢餓や貧困を克服する活動を広げるために昭和56（1981）年に制定されました。
	17日	貧困撲滅のための国際デー (International Day for the Eradication of Poverty)	昭和62（1987）年、貧困、飢え、暴力、恐怖の犠牲者に敬意を表するため、10万人がフランス・パリのシャイヨ宮の人権広場に集まったのが最初の活動です。 なお、この呼びかけをしたのは国際運動A.T.D.第四世界を創設したフランスの活動家ヨゼフ・レシンスキです。 こうしたことを踏まえ、平成11（1999）年12月の国連総会において、多くの国でこの日が、「極貧に打ち克つための世界デー」となっていることから、この日を「貧困撲滅のための国際デー」とすることが宣言されました。
	21日	国際反戦デー	昭和41（1966）年10月21日に、日本労働組合総評議会（総評）が「ベトナム反戦統一スト」を実施し、それと同時に全世界の反戦運動団体にもベトナム戦争反対を呼びかけたことに由来します。 今もなお、反戦運動にとっては重要な記念日となっており、この日にあわせて各種集会が開かれています。
	24日	国連デー (United Nations Day)	昭和20（1945）年のこの日、同年6月に定められた「国連憲章」に基づき、「国際連合（国連）」が発足したことを記念する日として定められています。
	1～7日	「法の日」週間	「法の日」参照（10月1日）
	10月中で設定	精神保健福祉普及運動	「精神保健福祉普及運動」は、精神障害者の福祉の増進と国民の精神保健の向上を図ることを目的としています。地域社会における精神保健と精神障害者の福祉に関する理解を深め、精神障害者の早期治療、そして、社会復帰と自立、社会参加の促進を図るとともに、併せて、精神障害発生予防や国民の精神的健康の保持・増進を図るため、毎年全国大会を関係省庁と関係団体の後援のもとに実施しています。
	月間	高齢者雇用促進月間	厚生労働省は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者等のための総合的な雇用・就業対策を推進しており、この施策の効果を高め、高齢者雇用が一層進展するよう、毎年10月を「高齢者雇用促進月間」と定め、事業主をはじめ、広く国民全体の理解と協力を求めることを目的とした各種啓発広報等の事業を展開しています。
	月間	仕事と家庭を考える月間	厚生労働省は、平成7（1995）年度から毎年10月を「仕事と家庭を考える月間」として、仕事と家庭の両立について、社会全般の理解を深めるための活動を展開しています。
月間	里親月間	厚生省（現厚生労働省）が昭和29（1954）年から実施しており、この期間、里親・職親の登録促進、児童委託の促進、里親の養育技術の向上と相互連携の強化が図られ、里親の研修会や一日里親等の行事が行われています。	

10 月	月間	情報化月間	<p>情報化社会の発展を進めていくためには、国民が情報化を正しく認識し、理解することが不可欠ことから、政府は、昭和 47（1972）年以来、毎年 10 月の第 1 週を「情報化週間」と定め、さらに、昭和 57（1982）年度からは、10 月を「情報化月間」と改め、広く一般国民を対象とし、様々な情報化に関する啓発・普及のための各種行事を実施しています。</p>
	<p>10 月 1 日 ～12 月 31 日</p> <p>※一部地 域では 3 月 31 日まで</p>	共同募金運動	<p>「赤い羽根」をシンボルとする「共同募金運動」は、地域福祉の推進を図るために、社会福祉施設、NPO 法人やボランティア団体などの様々な福祉活動を支援するための募金となっています。</p> <p>10 月 1 日から全国一斉に行われています（12 月中は、「歳末たすけあい募金」も併せて行います）。</p>

11 月						
1	2	3	4	5	6	7
点字記念日			ユネスコ憲章記念日			
8	9	10	11	12	13	14
			世界平和記念日 介護の日			
15	16	17	18	19	20	21
	国際寛容デー			国際男性デー	世界こどもの日	世界あいさつの日
22	23	24	25	26	27	28
			女性に対する暴力撤廃の国際デー		更生保護記念日	
29	30	○福祉人材確保重点実施期間（4～17日） ○女性に対する暴力をなくす運動（12～25日） ○最低賃金周知旬間（21～30日） ○犯罪被害者週間（25～12月1日） ○家族の週間（第3日曜日の前後各1週間） ○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（11月中で設定） ○子供・若者育成支援強調週間 ○児童虐待防止推進週間 ○過労死等防止啓発月間				

11 月	1日	点字記念日	<p>明治23(1890)年、日本語用の点字が決められたのを記念して定められています。それまでは、日本語を点字で表す時は、欧米の点字を利用したローマ字つづりにより表現されていたので、官立東京盲啞学校長の小西信八が、かな文字にあった点字の研究を依頼し、教員や生徒から3つの案が出されました。それらを検討した結果、この日開かれた日本点字選定会で、教員の石川倉次が考案した石川案が満場一致により正式に採用されました。</p>
	4日	ユネスコ憲章記念日	<p>昭和21(1946)年のこの日、「ユネスコ憲章」が発効し、ユネスコ(UNESCO: 国連教育科学文化機関)が発足したのを記念して定められています。なお、日本は昭和26(1951)年7月2日に、ユネスコに加盟しました。</p>
	11日	世界平和記念日	<p>大正7(1918)年、ドイツとアメリカ合衆国が停戦協定に調印し、4年あまり続いた第1次世界大戦が終結したのを記念する日で、主戦場となったヨーロッパの各国では、この日が祝日となっている国もあります。</p>
		介護の日	<p>介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及びその家族などを支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、毎年この日を「介護の日」としています。また、広く福祉・介護サービスについての理解を深めるとともに、福祉人材の確保・定着を図る観点から、11月4日から17日を「福祉人材確保重点実施期間」と定めています。期間中は、厚生労働省、地方公共団体、関係団体などの協力により全国各地で様々な行事が開催されています。</p>
	16日	国際寛容デー (International Day for Tolerance)	<p>平成7(1995)年の11月、ユネスコ総会で「寛容原則宣言」と「国連寛容年のためのフォローアップ計画」が採択されたことから、平成8(1996)年12月の国連総会で、この日が定められました。人類にとって最も重要な徳の一つに世界の関心を向けることを目的に制定されたもので、「寛容」とは、人間の多様性に積極的かつ前向きに関わることであり、この多民族・多文化社会において、民主主義の根本原理のカギとなるものと述べられています。</p>
19日	国際男性デー (International Men's Day)	<p>男性に関する国際的なイベント等が開催されています。平成11(1999)年からトリニダード・トバゴでイベントが始まり、その記念日の設立とそれに関するイベントは、世界各地の様々な個人及びグループによって行われています。なお、この「国際男性デー」の目的には、コミュニティーや家族、結婚及び育児に関して、男性と男の子への差別に光をあて、その問題に取り組み、解決していくこと等が含まれています。</p>	

11月	20日	世界こどもの日 (Universal Children's Day)	昭和29(1954)年、国連総会は全ての加盟国に対し、「世界こどもの日」を定めて、これを子どもたちの世界的な友愛と相互理解の日に、また、世界の子どもたちの福祉を増進させる活動の日にあてるよう勧告しました。なお、具体的な日付の制定は、各国政府の判断に委ねられています。 多くの国では、11月20日と定めていますが、この日は、国連総会が昭和34(1959)年に「子どもの権利宣言」を、また、平成元(1989)年に「子どもの権利条約」を採択した日に由来しています。
	21日	世界あいさつの日	昭和48(1973)年に定められており、この日の由来は、冷戦真っ只中の当時、ネブラスカ州出身のアメリカ人のブライアン・マッコーマン、マイケル・マッコーマン両氏が、国際的な緊張の高まりに一石を投じるべく、 陽気なあいさつを込めた手紙を世界の津々浦々に発送 し、送り先の人に、誰でもよいから誰かほかの人にあいさつをしてくれるよう頼んだことに因んでいます。
	25日	女性に対する暴力撤廃の国際デー (International Day for the Elimination of Violence against Women)	国連総会は、この日を「女性に対する暴力撤廃の国際デー」と定め、各国政府や国連機関、NGOが、この週間に対する一般の意識を高めるための活動を行うよう促しています。 女性運動活動家たちは、昭和56(1981)年以来、11月25日を「暴力反対の日」としてきました。この日は、昭和36(1961)年にドミニカ共和国の支配者ラファエル・トルヒジョの命令で、政治活動家 ミラバル三姉妹が暗殺 されたことに由来しています。
	27日	更生保護記念日	昭和27(1952)年のこの日に、 更生保護大会 が開催されたことを記念して制定されました。 刑務所から出所してきた人たちに更生の道を開くことを目的に様々な行事が行われています。
	第3日曜日	家族の日	内閣府は、「新しい少子化対策について」(平成18(2006)年：「少子化社会対策会議」決定)等に基づいて、平成19(2007)年度から、第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」とすることを定めています。 これらの日や週間は、子どもを大切にし、子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会を実現するために、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族や地域の大切さについての理解を図ることを目的としています。
	4～17日	福祉人材確保重点実施期間	「介護の日」参照(11月11日)
	12～25日	女性に対する暴力をなくす運動	平成13(2001)年6月、内閣府男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から25日までの2週間に「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することが決定されました。
	21～30日	最低賃金周知旬間	「最低賃金制度」は、「最低賃金法」に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならない制度です。最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があり、社会情勢の変化に応じてほぼ毎年改定されています。この制度を国民に広く知ってもらうため、労働省(現厚生労働省)が制定しました。
	11月25日～12月1日	犯罪被害者週間	「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が、「犯罪被害者週間」と定められています。 期間中は、集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、人々の理解を深めることを目的として、全国各地で「犯罪被害者週間」国民のつどい等の啓発行事などが行われています。
	第3日曜日の前後各1週間	家族の週間	「家族の日」参照(11月第3日曜日)
11月中で設定	全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間	全国の法務局・地方務局では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置して、人権擁護委員や法務局職員が、女性に対する人権侵害に関する相談に応じています。 そうしたなか、「女性に対する暴力をなくす運動」と連動して、 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 を設け、この期間中は、平日の受付時間を延長するとともに、土・日曜日も開設して、相談に応じています。	

11 月	月間	子供・若者育成支援 強調月間	<p>内閣府では、子ども・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や、定着を図ることを目的として、毎年11月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体及び関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施しています。</p> <p>なお、この名称については、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21（2009）年公布）に基づく大綱として、平成22（2010）年7月に「子ども・若者ビジョン」が策定されたことにより、同年11月から「子ども・若者育成支援強化月間」となったもので、以前は「全国青少年健全育成強調月間」として取組が行われていました。</p>
	月間	児童虐待防止推進月間	<p>厚生労働省では、「児童虐待防止法」が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、国はもちろん全国各地で集中的な広報・啓発活動を行っています。</p> <p>また、児童虐待防止に関しては、子どもへの虐待のない社会の実現を目指す市民運動、「オレンジリボン運動」も行われています。</p> <p>この運動は、子ども虐待防止のシンボルマークとして、オレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持ってもらい、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。</p>
	月間	過労死等防止啓発月間	<p>平成26（2014）年「過労死等防止対策推進法」が制定され、その中で11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、国民が広く過労死等を防止することの重要性を自覚し、これに対する理解と関心を深めるための取組が行われています。</p>

12月						
1	2	3	4	5	6	7
世界エイズデー いのちの日	奴隷制度廃止国際デー	国際障害者デー		経済・社会開発のための国際ボランティア・デー		
8	9	10	11	12	13	14
		世界人権デー	ユニセフ創立記念日			
15	16	17	18	19	20	21
			国際移民デー			
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	○障害者週間（3～9日） ○人権週間（4～10日） ○北朝鮮人権侵害問題啓発週間（10～16日）			

12月	1日	世界エイズデー (World AIDS Day)	<p>世界保健機構（WHO）は、昭和63（1988）年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、この日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しています。</p> <p>なお、平成8（1996）年より、WHOに代わってUNAIDS（国連合同エイズプログラム）が提唱者となっています。</p>
		いのちの日	<p>厚生労働省が、平成13（2001）年に自殺予防の取組の一環として制定しました。「日本いのちの電話連盟」により、この日から1週間、誰にも相談できず一人で悩んでいる人のため、無料の電話相談「いのちの電話」が設けられます。なお、この「いのちの電話」は、毎月10日にも相談の受付を行っています。</p> <p>（「いのちの電話フリーダイヤルの日」参照（毎月10日）（1月を参照）</p>
	2日	奴隷制度廃止国際デー (International Day for the Abolition of Slavery)	<p>昭和24(1949)年に国連総会において、「人身売買および他者の搾取の禁止に関する条約」が採択されたことを記念して定められています。</p>
	3日	国際障害者デー (International Day of Disabled Persons)	<p>平成4（1992）年、「国連障害者の10年」（昭和58（1983）年～平成4（1992）年）の終結に際して、国連総会は12月3日を「国際障害者デー」と宣言しました。この時の国連総会では、「国連障害者の10年」の成果をうけ、さらに加盟国に対し、障害のある人々の社会参加を一層促進させるため、この国際デーに重点をおくよう呼びかけを行っています。</p> <p>なお、この日としたのは、昭和57（1982）年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された日に因んでいます。</p>
	5日	経済・社会開発のための国際ボランティア・デー (International Volunteer Day)	<p>昭和60（1985）年の国連総会において、毎年この日を「国際ボランティア・デー」として守るよう決議されました。</p> <p>この日は、世界中の経済と社会開発の推進のため、ボランティア活動の貢献に対する認識を高め、社会のあらゆる層からより多くの人々が、国内外においてボランティア活動に参加できる機運を高める日となっています。</p>
	10日	世界人権デー (Human Rights Day)	<p>昭和25（1950）年、国連総会は、全ての国家と関係機関がこの日を「人権デー」として記念するよう定めました。</p> <p>なお、この日は、昭和23（1948）年に、国連総会が「世界人権宣言」を採択した日に由来しています。</p>
	11日	ユニセフ創立記念日	<p>昭和21（1946）年のこの日、ユニセフ（UNICEF：国連児童基金）の前身である「国連国際児童緊急基金」が、第二次大戦で被災した子どもたちの緊急援助を目的として、創立されたことを記念して定められました。</p> <p>「国連国際児童緊急基金」は、その後、活動の重点を開発途上国の子どもたちを対象とした社会開発に移し、「国連児童基金」（United Nations Children's Fund）と改称されました。そのため、本来は、「UNCF」になるはずでしたが、「UNICEF」の略称は、世界中の人々に親しまれていたため、そのまま現在まで引き継がれています。</p>

12 月	18日	国際移民デー (International Migrants Day)	<p>「国連経済社会理事会」の勧告を受けて、平成12(2000)年の国連総会において、この日を「国際移民デー」とすることが宣言されました。</p> <p>また、国連総会では、全ての移民の人権と基本的自由の尊重を保障する、より一層の努力が必要となることが強調されました。</p> <p>なお、12月8日としたのは、平成2(1990)年のこの日に、「すべての移民労働者とその家族の人権保護に関する国際条約」が採択されたことに由来しています。</p>
	3～9日	障害者週間	<p>昭和57(1982)年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された12月3日が「国際障害者デー」、昭和50(1975)年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された12月9日を「障害者の日」としていたことから、平成16(2004)年の「障害者基本法」の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、この週間が設定されました。</p> <p>なお、県ではこの「障害者週間」の期間中に県民の集いを開催し、各種イベント等を通じて障害のある人とない人の交流を深め、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図る取組として、「障害者週間の集い」を毎年、実施しています。</p>
	4～10日	人権週間	<p>昭和23(1948)年に国連総会で「世界人権宣言」が採択された12月10日の「世界人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、日本では、昭和24(1949)年から関係機関や団体等が協力して、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。</p> <p>なお、県では、この「人権週間」の期間中に広く県民の方々に参加できる「じんけんふれあいフェスタ」を毎年、開催しています。</p>
	10～16日	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	<p>北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18(2006)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年この期間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められました。</p>